

岩手県告示第 552 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 11 日

岩手県知事 増 田 寛 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人大谷会	花巻市湯口字松原 53 番地 1	アイリス花巻中央指定居宅 介護支援事業所	花巻市東町 1 番 5 号	平成 18 年 3 月 10 日